記者発表資料　解禁：取締日１７：００以降

平成２１年１０月　９日
酒田河川国道事務所
山　形　運　輸　支　局

３機関合同で特殊車両・過積載車両の取締りを実施します

特殊車両の通行について、道路構造の保全と交通の危険防止及び運送事業の適正な実施を図るため、酒田警察署、山形運輸支局、酒田河川国道事務所の３機関により、合同で指導取締りを実施します。

トラック運送事業は、国内物流の基幹産業として、経済活動や国民生活に必要不可欠な物資輸送を担い､我が国の経済社会の発展に大きく係わっています。また、国際貨物輸送の増加に伴い、大型トレーラー等の特殊車両の通行も増大しています。しかし、重量・寸法超過車両は、橋梁や舗装の寿命を縮めるなど、道路に悪影響を及ぼす他、時には重大な事故を引き起こし、社会経済活動に多大な影響を与えています。このため、道路構造の保全、交通の危険防止、及び運送事業の適正な実施を図ることを目的に、関係機関合同で指導取締りを実施します。

１．日　時　平成２１年１０月１３日（火曜日）１３：３０～１５：３０

２．場　所　菅里車両検測所（飽海郡遊佐町菅里地内）

〇留意事項〇
天候等の事情により中止となる場合があります。
取締り予定の報道解禁は、取締日の１７時以降とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
取締り時のカメラ取材は可能です。

発表記者会：酒田記者クラブ

問　い　合　わ　せ　先

国土交通省　酒田河川国道事務所
道路管理課長　戸　嶋　　守　（℡ 0234-27-3498）
酒田国道維持出張所長　小　松　　剛　（℡ 0234-34-2331）

国土交通省　山形運輸支局
首席運輸企画専門官　福　原　道　彦　（℡ 023-686-4712）